



OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.39 | 2026年5月

お客さま用資料

Contents

P. 2 : トランジション・ファイナンス動向
第1回 ICMAガイドライン

P.12 : 連載企画 独立行政法人国際協力機構
JICA グローバル・アジェンダ
15. デジタル化の促進
13. 公共財政・金融システム

P.18 : SDGs/ESGニュース

岡三証券株式会社

トランジション・ファイナンス動向

第1回 ICMAガイドライン

はじめに

トランジション・ファイナンスとは、カーボンニュートラル実現に向けて、現時点では炭素排出的ではあるものの、企業や団体等の長期的な脱炭素化戦略に対する資金調達を支援する仕組みである。従来のグリーンボンドが「既に環境に配慮したプロジェクト」を資金用途の適格プロジェクトとするのに対し、トランジション・ファイナンスは、「これから脱炭素化を進める企業・団体」を対象とする点を特徴とする。例えば、鉄鋼業、海運業など、事業特性上CO2排出量が多い産業において、水素還元製鉄技術の導入、燃料転換、製造プロセスの電化などの移行計画に対して、資金を調達/提供するものである。

日本は、世界に先駆けて国債でトランジション・ボンド(CT国債)を発行し、発行残高ベースでは、いまだ首位を維持している。今後も同様のステータスを維持していくためには、政府や企業等、官民が連携したトランジション・ファイナンスへの対応が必要不可欠であると考えられる。

かかる環境下、トランジション・ファイナンスに関し、いくつかの国際的な動きが確認されている。整備が待たれていたトランジション・ファイナンス分野にとっても、また、多排出国である日本にとっても、少なからず好影響が期待できる動きであると考えている。岡三SDGsレポートでは2回にわたり、これを特集したい。1回目の本稿では、国際資本市場協会(ICMA)による新ガイドラインについて、2回目では、気候債券イニシアティブ(CBI)によるトランジション企業認証について、それぞれを概説していく。

1.国際資本市場協会(ICMA)がガイドラインを公表

昨年11月、ICMAは「Climate Transition Bond Guidelines(クライメート・トランジション・ボンド・ガイドライン(CTBG))」を発表した。これまで、トランジション・ファイナンスについては、2020年12月に公表した「Climate Transition Finance Handbook(クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(CTFH))」があったが、グリーンボンド原則(GBP)等を補足するテーマ別ガイダンスのひとつとされていた。公表されたCTBGは、各原則と同様にプロダクト基準として位置づけられ、これにより、「Climate Transition Bond(クライメート・トランジション・ボンド(CTB))」が独立したラベルとして、正式に導入されることが示された。国際的な組織であるICMAがCTBGを通じてトランジション・ボンドを独立したラベルとして導入したことで、今後、どの程度、トランジション・ボンドについて、国や地域、発行業態など発行体の多様化が進み、投資家層拡大につながるかに注目が集まる。

2.これまでのトランジション・ボンド発行体向けガイダンス

ここで、これまでのトランジション・ボンド発行に際し、フレームワーク策定等で参照されてきたICMAによる「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 発行体向けガイダンス(CTFH (2023年))」の内容について、簡単に確認する。

CTFHは、発行体がクライメート・トランジション戦略をもって資金調達を行う際に参照できるような、慣行や行動、開示についての明確なガイダンスと一般的な期待事項を示すことが目的とされている(2020年公表、2023年改訂)。クライメート・トランジション・ボンド(CT債)については、①資金用途を特定した債券はグリーンボンド原則、またはサステナビリティボンド・ガイドラインに整合したものと定義し、②資金用途を特定しない債券はサステナビリティ・リンク・ボンド原則に整合したものと定義している(参照:下枠内、適用が推奨される資金調達)。そのうえで、GHG排出削減の経路(パスウェイ)は発行体のセクター(業種)ごと、また事業地域ごとに考えなければならないことであり、一般的に発行体は異なる出発地点や移行段階、経路にあることから、CTFHでは、トランジション・プロジェクトについての定義やタクソノミーを提示していない。

<CTFHが適用を推奨する資金調達>

- ① 資金用途が発行体のGHG排出削減戦略に大きく寄与するグリーンボンド原則(GBP)又はサステナビリティボンド・ガイドライン(SBG)に準拠する債券。(発行体自身のGHG排出削減に直接貢献するグリーンプロジェクトや「公正な移行」(just transition)に紐付けられたプロジェクト(ソーシャルプロジェクトを含む)を含む)
- ② GHG排出削減の直接的結果(GHGの絶対排出量・排出原単位)又は補助的指標(GHG排出削減目標達成を促す手段としての役割を果たす指標)を又は複数のKPIとして有するサステナビリティ・リンク・ボンド原則(SLBP)に準拠する債券

図表1-2-1 出所)CTFHより 岡三証券作成

また、「hard-to abate(排出削減困難)」なセクターに属する発行体によるGSS*の発行も、CTFHに準拠することで強固なものとなるとされた。

CTFHでは、重要な推奨開示要素として4つの要素を示すとともに、投資家に向けてGHG排出削減戦略を説明することを強く推奨。巻末における付録では、説明のための開示要素と使用すべき指標の詳細が示されている。ICMAは、CTFHについて、CTBGを参照した内容に更新したが、更新前のCTFHを何ら否定するものではなく、これに基づくフレームワーク等の継続的な整合性を認めている。



図表1-2-2 出所)CTFHより 岡三証券作成

*GSS…ICMAは、グリーンボンド原則(G)、サステナビリティボンド・ガイドライン(S)に則った債券、及びサステナビリティ・リンク・ボンド原則(S)に則った債券と定義
最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

3.Climate Transition Bond Guidelines クライメート・トランジション・ボンド・ガイドライン

ICMAが新たに公表したCTBGでは、CT債を「資金用途特定型債券」と位置づけてClimate Transition Bond(CTB)とし、独立したラベルの使用を導入した。これが、これまで参照されてきたCTFHからの最大の変更点である。ICMAはCTBGの冒頭、債券市場におけるトランジション・ファイナンスの拡大が確認されているとするも、化石燃料セクターや排出削減が困難(hard-to-abate)なセクターによるトランジション資金の調達については、十分に市場が機能していないことを指摘(ICMAによる報告書“Transition finance in the debt capital market”に基づく)。CTBGは、パリ協定の目標達成に向けた重要なプロジェクト、特に“多排出発行体”等による資金調達の支援を目的として、設計されていることを明らかにしている。また、CTBGは、これまで参照されてきたCTFHの内容をさらに明確化、発行体レベルのガイダンスを提供するものであることも示された。

クライメート・トランジション・ボンド・ガイドラインの概要

1. CTBを、資金用途特定型債券の独立したラベルとして使用することを導入する。
2. 信頼できる気候変動移行プロジェクト(CTプロジェクト)の資金調達に関するガイダンスを、「定義」と「セーフガード」とともに提供。付属書にCTプロジェクトの“暫定的且つ網羅的ではない”リスト(「暫定リスト」)を掲載する。
3. 既存の原則に基づく指針を基に、多排出量発行体による気候変動移行をテーマにしたSLB(社会ローン)に関する提言を行う。
4. 発行体が関連する公的機関および市場ベースのガイダンスとタクソノミー(分類体系)、脱炭素化の道筋とロードマップ、およびカーボン・ロックインを回避するためのリソースを特定するのに役立つ、図解付きの附属資料を含める。

図表1-3-1 出所)CTBGより 岡三証券作成

I. CTBの4つの核となる要素(①~④)と重要推奨事項(⑤)

CTBGでは、トランジション・ボンドの発行に際して満たすべき事項として、他の原則同様、①資金用途(CTプロジェクト)、②プロジェクトの評価と選定プロセス、③調達資金の管理、④レポーティングの4つの核となる要素と、透明性向上のため⑤重要推奨事項が示されている。

①資金用途(CTプロジェクト)

本ガイドラインでは、資金用途(CTプロジェクト)をCTBの最も重要な要素(cornerstone)と明示、「資産、投資、活動、早期段階的廃止措置、および多排出活動に関連する研究開発などの資質を含み、実質的かつ定量化可能なGHG排出の回避、削減、または除去につながるもの」と定義している。

CTプロジェクトは、パリ協定の目標達成を目指し、GBPIにおけるグリーン・プロジェクトの範囲を補完、あるいはそれを超えるものであり、CTプロジェクトにおける「セーフガード」も示された。ただし、既存のガイドラインとは異なり、個別のCTプロジェクトは提示されていない。プロジェクトの選定は、上記「定義」と、次の「セーフガード」に基づき、発行体によってそれぞれの評価と方法で行われるとした。

CTプロジェクト健全性確保のために満たすべき/説明すべき5つの「セーフガード」

1. CTプロジェクトが貢献する発行体レベルのサステナビリティ戦略および/または気候変動移行戦略が存在し、CTFHの4つの主要要素に最大限沿った(best-effort-basis)開示が組み込まれていること
2. 発行体にとって低炭素代替案が技術的および/または経済的に実現不可能であることを裏付ける分析(地域状況も考慮)
3. 公的機関および市場ベースのタクソノミー(分類体系)との整合性または互換性
4. BAU(現状維持)を超える(通常営業の範疇にない)、実質的かつ定量化可能なGHG排出量の削減(セクター基準、慣行、代替指標、および利用可能な最良技術(BAT)を考慮)
5. カーボン・ロックイン・リスクの特定、分析、最大限の努力による緩和、および開示

図表1-3-2 出所)CTBGより 岡三証券作成

さらに、CTプロジェクトは化石燃料インフラ或いは、活動に大きく関連していることから、上記のタクソノミー(分類体系)、経路、ロードマップ、または政策枠組みとの整合性によって既に対処されていない範囲では、CTBの信頼性確保ため、化石燃料についての追加の「セーフガード」が必要となる場合があるとしている。追加の「セーフガード」には、以下の一部またはすべてが含まれる可能性がある。

化石燃料に関する追加の「セーフガード」

- i 活動(activity)/資産(asset)レベルの移行計画
- ii 一定期間内に資産を廃止/段階的に廃止するか、低炭素代替エネルギーに切り替えるコミットメント
- iii 主要なマイルストーン、終了日、およびそれらの外部検証など、将来を見据えた指標に関する年次報告
- iv 将来的に低炭素代替手段を可能にするための付随的投資および補完的対策の実施
- v CTの結果として、またはCTの文脈において、化石燃料の容量拡大または資産の期間延長に対する制限
- vi CTプロジェクトの適格性を、特定の日付時点で既に存在する資産(既存ブラウンフィールド投資)に限定すること
- vii さらなる削減のためにCCUSを実施するというコミットメント

図表1-3-3 出所)CTBGより 岡三証券作成

②プロジェクトの評価と選定のプロセス

発行体は、自社のCTプロジェクトについて、その評価として、該当する適格性、セーフガード、分類、および除外基準に関する情報を提供する必要がある。さらに、低炭素代替案の入手可能性と実現可能性などを評価するために、適切な間隔でプロジェクトの適格基準を見直し、更新することをコミットメントすべきとされている。また発行体は、重大な社会的または環境的悪影響を軽減するためのプロセスに関する情報について、投資家に明確に伝えるべきであることも示されている。

③調達資金の管理

CTBの調達資金の管理については、GBP同様、サブアカウントに計上されるか、サブポートフォリオに移動されるなど、発行体によって適切な方法で管理されるべきであり、発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、証明されるべきことが示されている。なお、CTBの資金については、債券ごとに管理すること(債券ごとのアプローチ)も、複数の債券をまとめて管理すること(ポートフォリオ・アプローチ)も、共に可能であることも明確化された。

④レポーティング

発行体は、プロジェクトへの資金配分が完了するまでの期間、資金使用に関する最新情報を毎年更新し、重要な進展があった場合には速やかに情報提供することが推奨されている。また、年次報告書では、調達資金が配分されたプロジェクトの一覧、プロジェクトの簡単な説明、充当金額、および予想される影響(インパクト)を含める必要があることも示された。

⑤重要推奨事項

(1)CTフレームワーク

GBP同様、最重要事項として、CTBフレームワーク、または法定書類において、CTB(あるいはCTBプログラム)と、前述の4つの主要構成要素との整合性を説明する必要があるとされている。さらに、CTBフレームワークおよび/または法定書類について、投資家が容易にアクセスできる形で提供されるべきであるとされている。また、発行体は、CTプロジェクトが貢献する包括的なサステナビリティ戦略および/または気候変動移行戦略をCTBフレームワークに要約し、CTFHの4つの主要要素に「最大限の努力(best-efforts basis)」で合致する開示事項を組み込むことが推奨されている。

(2)外部レビュー

発行体は、CT発行前の外部レビューを通じて、自社のCTBまたはCTBプログラムおよび/またはフレームワークが、前述の4つの主要構成要素(①資金使用、②プロジェクトの評価と選定、③調達資金の管理、④レポーティング)に合致しているかどうかを評価するため、外部レビュー機関を任命することが推奨されている。

II. 多排出発行体向けSLB

CTBGでは、企業レベルでの将来の排出量削減に明確にコミットする意思のある多排出発行体について、サステナビリティ・リンク・ボンド原則(SLBP)に準拠したSLBを発行することができるとしている。ただし、同発行体がサステナビリティ戦略および/または気候移行戦略を伝達する際には、CTFHの4つの主要要素に沿い、「最大限の努力」で合致する開示事項を組み込むことが、強く推奨されている。

また、ICMAガイダンス・ハンドブックから抜粋された①主要業績評価指標(KPI)の選定、②サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)の整合性と検証について、特に考慮する必要性も示されている。

①主要業績評価指標(KPIs)の選定

多排出発行体によるSLBの場合、1つ以上のKPIを設定し、GHG排出削減をモニタリングする必要があるとされた。さらに、特定のセクターや地域の状況に関連したKPIと野心的なSPTを選択する必要があることも、示された。目標については、少なくとも、国/地域/国際目標等で公式に発表されている数値に沿うように設定し、可能であれば、そのレベルを超えることを目指すことが推奨されている。例えば、気候関連の目標であれば、「科学的根拠に基づく」シナリオに沿って設定されるべきである。

②SPTsの整合性と独立した検証

特定の地域やセクターにおいて信頼できる脱炭素化経路が存在する場合、SLBの多排出発行体は、これらの経路に沿った野心的な目標を設定することが強く推奨されている。(参考として、CTBG巻末の付属書には、タクソノミー、パスウェイ、ロードマップの例示リストが掲載されている。また、ICMAが2022年6月に公表した方法論レジストリ(Methodologies Registry)にも、目標設定に利用可能なツール・手法や、網羅的ではないが包括的なリストが提供されていることが紹介されている。

また、独立した検証の観点からは、厳密にはSLB発行の裏付けとしては必要とされないものの、多排出のSLB発行体にとっては、投資家は目標の独立した検証を「科学的根拠に基づく」ものとして重視している可能性が説明された。例えば、科学的目標イニシアティブ(SBTi)などの枠組みを通じて検証結果を入手可能な場合、SPTの信頼性を高めるとされている。

III. 附属書

附属書では、CTプロジェクトについて、本編記載のCTプロジェクト選択のための「定義」と「セーフガード」を参照しながら読む必要がある“暫定的かつ網羅的ではない”リスト(「暫定リスト」(CTプロジェクトに含まれるが、限定しない))を掲載している。「暫定リスト」にあるCTプロジェクトカテゴリーは、地域によって異なる場合があり、技術の進歩や時間とともに進化していくものであるとした。また、本ガイドラインはCTプロジェクトとグリーンプロジェクトの境界線を引くことの難しさを認識しているとし、最終的な分類は、発行体独自の評価と方法論に基づいて決定されることを確認するとしている。

CTプロジェクトカテゴリーの「暫定リスト」

1. 化石燃料に適用される炭素回収・利用・貯蔵(CCU、CCS)および、炭素除去技術
2. 多排出資産の早期廃止および、廃止措置
(石炭火力発電所(CFPP)の恒久的な早期廃止も含む)
3. 化石燃料の転換
(石炭からガスへの転換 など)
4. 低炭素燃料(その生産、使用、購入および、それを可能にするインフラ投資を含む)
5. ガイドラインの初回発行日時時点で存在する石油・ガスインフラにおけるメタンおよび、フレアリングの削減

図表1-3-4 出所)CTBGより 岡三証券作成

iv. 別紙1

別紙1では、公的部門や市場ベースによるトランジション・ファイナンスに関するタクソノミー、パスウェイおよびロードマップがまとめられている。いずれも概略に加え、リンク先が設定されるなど、移行戦略を策定・推進していく発行体と、投資先の移行資金の使途や適格プロジェクトの信用性を確認したい投資家の双方が容易に利用し、参照できる資料として整理されている。

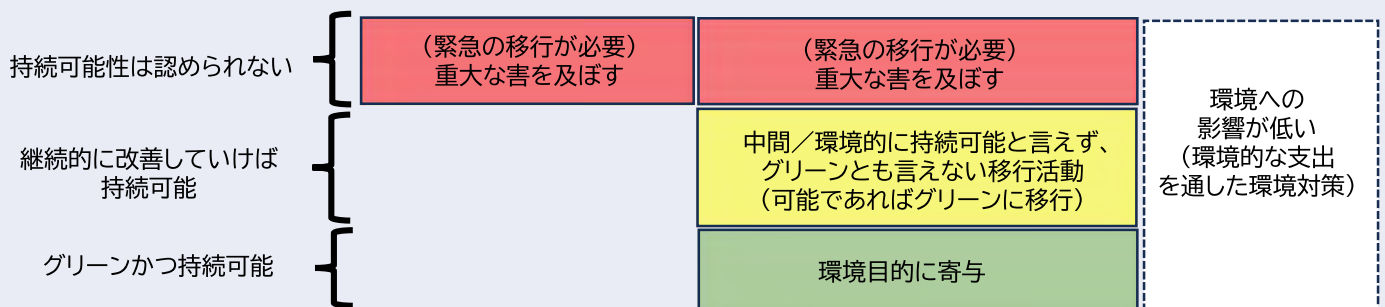
①タクソノミー事例

タクソノミー事例では、世界各国、地域、国際的な環境関連機関等が定める9つのタクソノミーが事例として掲載されている。このうち、EUタクソノミーを紹介する。

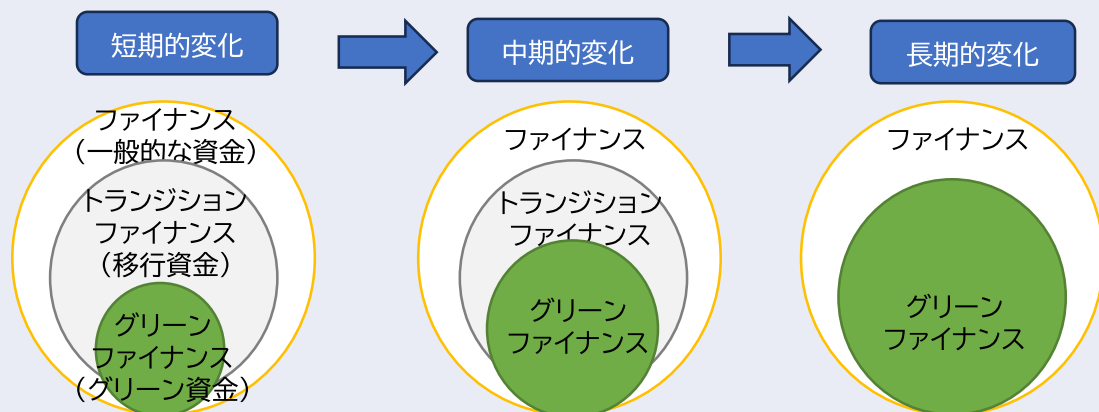
EUタクソノミー

EUタクソノミーでは、持続可能な投資を促進するための枠組みとして、企業による経済活動が環境的に持続可能であるかどうかを判断するための基準を定める。環境的に持続可能であるとみなされる4つの判断基準として、a)定められた規則ひとつ以上に貢献する、b)定められた目標のいずれにも重大な損害を与えない、c)最低限のセーフガードを遵守、d)EUが定めた技術的スクリーニング基準(TSC)を遵守していることが規定されている。

2022年3月に公表された「持続可能な移行を支援するタクソノミー拡張オプションに関する報告書」では、これまで2つであった判断基準に“transition(移行)”を考慮してアンバー(黄色)を追加、3色分類へと拡張され、さらに、環境への影響が低い(白色=3色分類をされない経済活動)を追加、実質的に4色に色分けされることが導入された。



また、2023年6月の「EU勧告(June 2023 Recommendations on Transition Finance)」では、トランジションファイナンス(移行資金)が一般的な資金およびグリーンファイナンス(グリーン資金)とどのように関連するかを明確化。(移行資金とグリーン資金が重なる部分は、将来的には、環境的で持続可能なファイナンス(=グリーン)とみなされる、移行活動の一部と捉えられている。)

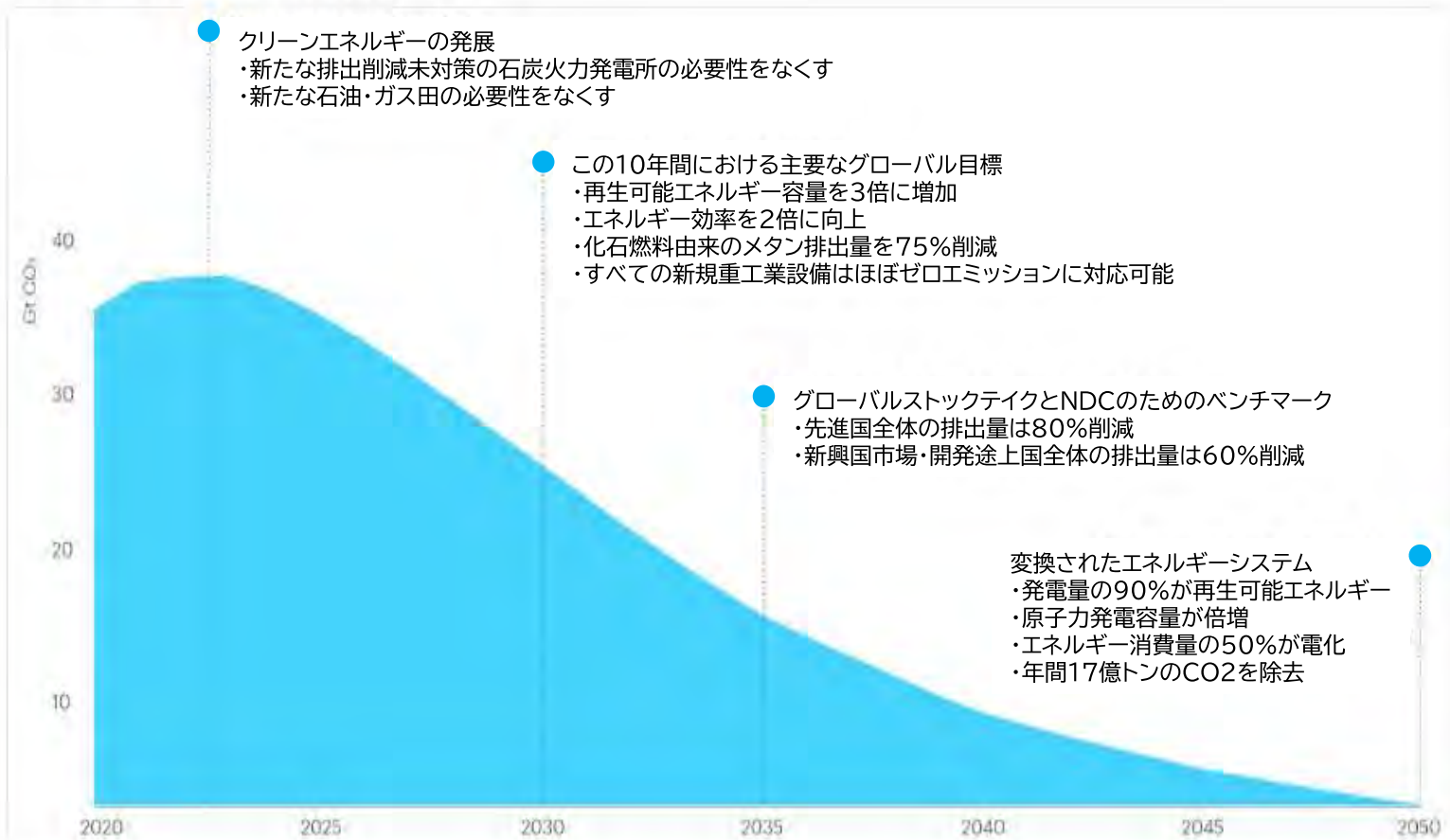


②パスウェイ事例とロードマップ事例

パスウェイ事例とロードマップ事例では、7つの団体・国の事例が紹介されている。

国際エネルギー機関(IEA)によるIEAシナリオとパスウェイについては、同シナリオとパスウェイは、国際的なレベルにおいて、特に影響力があり、信頼性が高いパスウェイであると紹介。また、IEA「2050年ネットゼロ報告書(2023年改訂版)」では、低排出電力源、道路輸送、海運・空輸、セメント、暖房、冷房、水素などさまざまなセクターについて、ネットゼロ達成へのそれぞれのパスウェイにおける400を超える重要なマイルストーンと技術が提示されていることにも触れられている。

IEAによる2050年ネットゼロ(NZE)シナリオのロードマップ



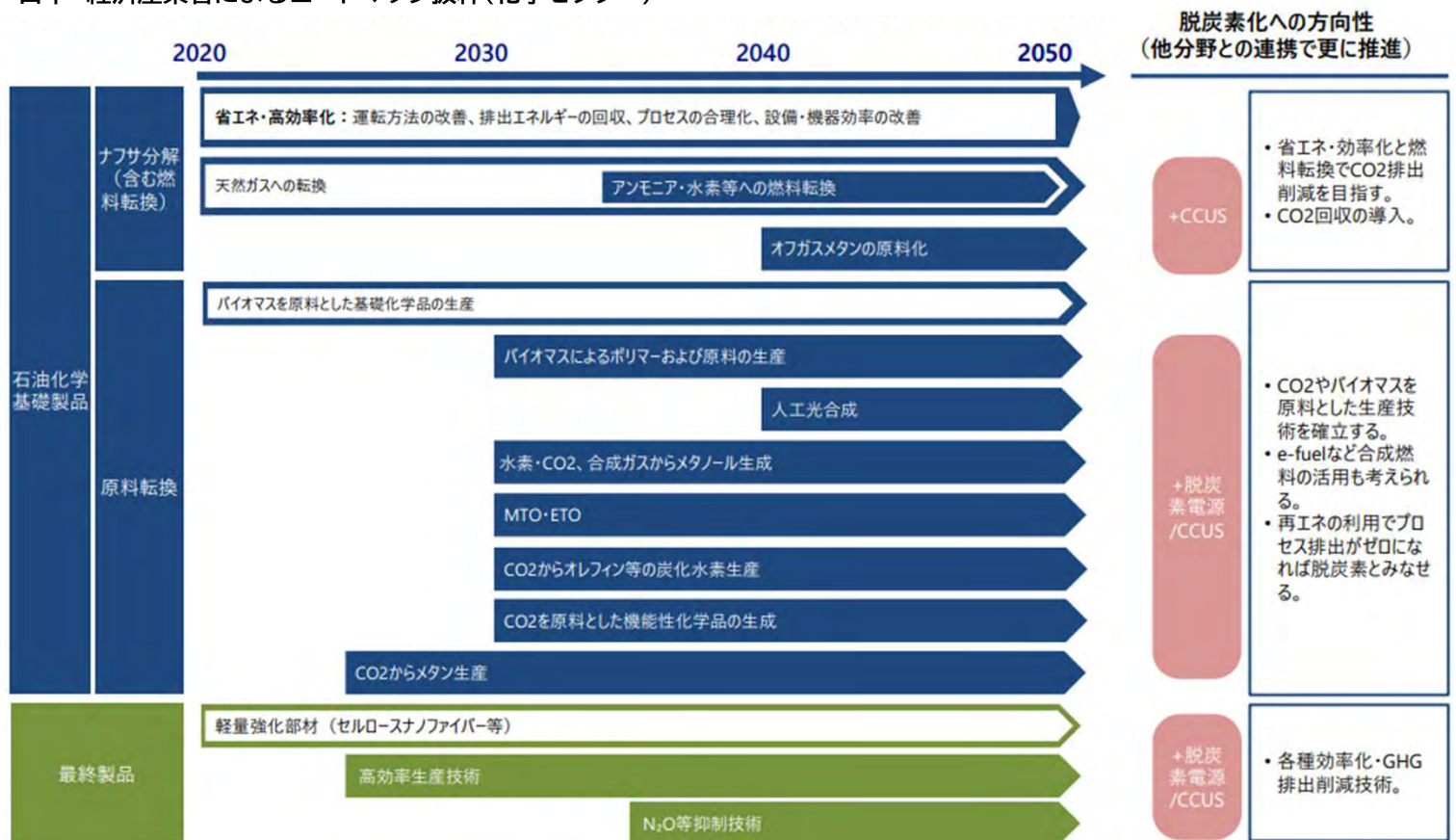
図表1-3-6 出所)CTBGより 岡三証券作成

ロードマップの事例では、日本の経済産業省によるロードマップも、IEAシナリオ同様、図表を用いて紹介されている。

日本では、鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、パルプ・製紙、セメント、自動車の各セクターについて脱炭素に向けたロードマップが作成され、ラベル付金融商品を含むトランジション資金調達に活用されていることが紹介されている。実例として、化学セクターのロードマップが掲載された(下図)。

さらに、経済産業省が進める各分野での事例研究に加え、国土交通省により、海運(国際・国内)、航空に向けた移行資金確保のためのロードマップが策定されていることについても言及されている。

日本 経済産業省によるロードマップ抜粋(化学セクター)



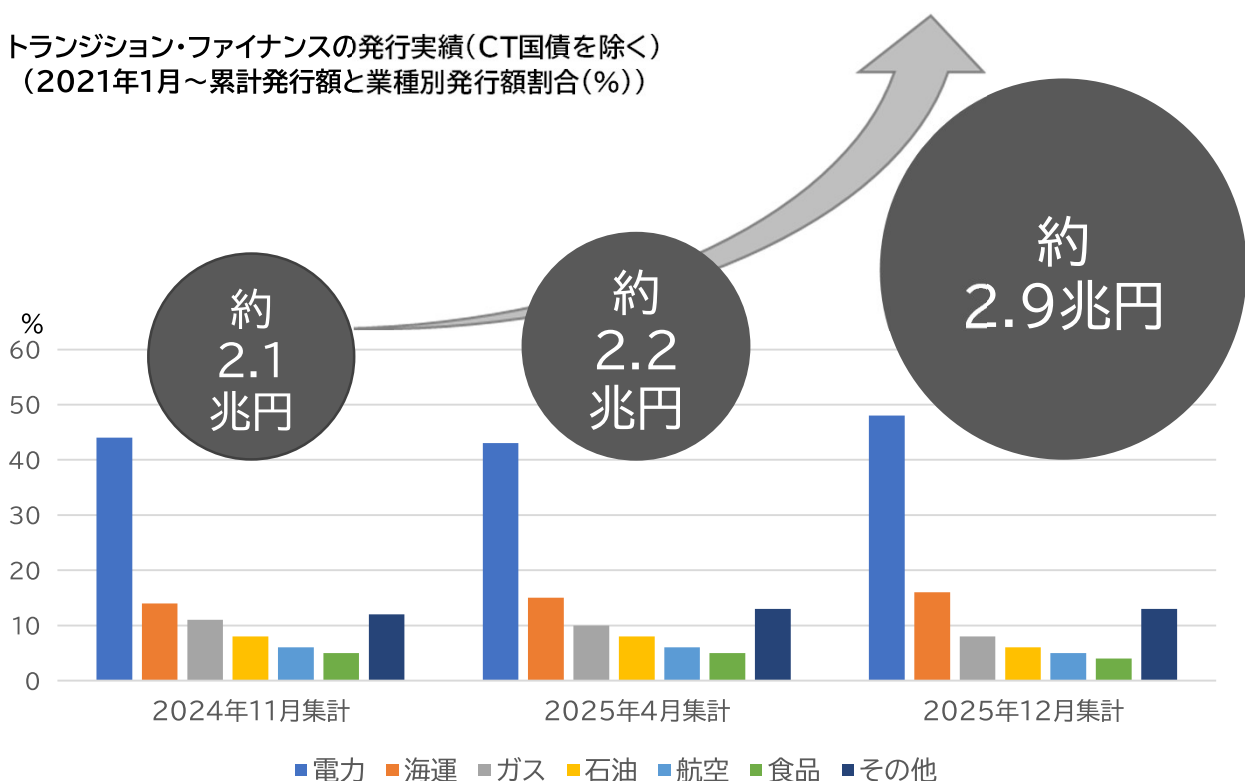
図表1-3-7 出所)経済産業省「トランジションファイナンス」に関する化学分野における技術ロードマップ(2021年12月)

4.おわりに

ICMAによる新ガイドラインCTBGの公表を受け、日本は、フレームワークに対する第三者評価について再取得を行った(CT国債フレームワークの改訂は実施していない)。再取得の理由として経済産業省は、「CTBGで追加的に求められる「セーフガード」、即ち、政府としての移行戦略、経済的・技術的な代替手段が無いこと、技術ロードマップ等との整合性、BAUを超えた排出削減があること、カーボン・ロックイン・リスクの特定・分析等について、改めて、整合性の確認を行うため」とした。JCR(日本格付研究所)からは今年1月、DNV(DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン)からは今年3月に、それぞれ評価書を取得、その結果を公表している。これらの評価書は、CT国債ベースではあるものの、CTプロジェクトにおけるCTBGとCTFHの整合性比較などが具体的に示されており、トランジション・ファイナンスの参考文書としての活用が可能であろう。

国内発行体によるトランジション・ファイナンスの発行実績(CT国債を除く)は、内閣府公表、GX経済移行債の発行に関する関係府省連絡会議(第8回)資料(2026年1月23日)によると、約2.9兆円(2021年1月～2025年12月、国内累計調達額)となった。累計額は大きく成長していることがうかがえるが、業種別の調達額では、電力業界が4割強を占める構図は変化していない。ICMAの新ガイドラインCTBGによって、「トランジション・ボンド」が独立的なラベルとして正式に導入されたことで、どのような変化がもたらされるか、期待をもって注目したい。

トランジション・ファイナンスの発行実績(CT国債を除く)
(2021年1月～累計発行額と業種別発行額割合(%))



連載 DXで、一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会へ

独立行政法人 国際協力機構

Japan International Cooperation Agency (JICA)



独立行政法人 国際協力機構(JICA)は、保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を掲げています。中でも、重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として取り組みを強化、国内外のさまざまなパートナーと協働・共創し、多様な力を結集して世界の課題解決を目指しています。

岡三SDGsレポートでは、国際協力機構が国境を越えて取り組む事業を定期的にご紹介しています。第5回となる今号では、“Peace 平和”の切り口から『デジタル化の促進』と『公共財政・金融システム』を取り挙げました。

Peace 平和

15 デジタル化の促進

JICA グローバル アジェンダとは

2030年のSDGs達成への貢献や、「人間の安全保障」「質の高い成長」「地球規模課題への取組」といった、日本が開発協力で目指す理念の実現のために、JICAが掲げる20の課題別事業戦略です。課題の分析に基づいたグローバルな目標を掲げ、その達成に向けて開発協力事業の成果を上げるべく取り組みます。さらに、途上国はもちろん国内外のさまざまなパートナーとの対話と協働を促進し、開発協力の成果の拡大を目指します。

デジタル化の活用で 一人ひとりの安全な暮らしと 多様な機会・幸せを実現できる社会 を目指します

2019年に国連で開催されたSDGsサミット2019において採択された「SDGsサミット政治宣言」には、2030年に向けたSDGs達成を加速するための方策として「持続可能な開発のためのデジタル・トランスフォーメーション(DX)に重点を置いた科学技術イノベーションの活用」「SDGsのためのデータと統計への投資」が明記されています。

JICAグローバルアジェンダ15「デジタル化の促進」では、情報通信環境の整備、人材の育成や産業創出を通じて自由で安全なサイバー空間の構築に取り組み、デジタルテクノロジーとデータの活用で様々な課題を効果的に解決し、よりよい社会を目指しています。

世界における「デジタル化」の課題

経済社会の成長に不可欠なデジタル化。途上国におけるデジタル化の拡大は、社会課題の解決と経済発展に大きな期待が寄せられています。

一方で、途上国では依然としてインターネットにアクセスできない人々が数多く存在しています(デジタル化の格差)。これを解消することが急務であると同時に、その安全性に対する懸念も増大。情報通信基盤の整備とともに、その安全性を確保するためのサイバーセキュリティへの対応も急がれています。

信頼で世界をつなぐ

国際協力機構

Japan International Cooperation Agency (JICA)



インターネットを
使えない人は

33億人

サイバー犯罪が
世界に与える被害額は

年間1兆ドル



国際社会のより質の高い発展には、
自由で安全なデジタル化が必要

JICAは、
デジタル格差を解消し
安全な情報通信基盤の整備
に取り組んでいます

DXの社会実装を回り課題を解決

アプローチ 1

開発事業でのDX推進

途上国の開発事業にデジタル技術を活用することで、従来より大きな開発効果が期待でき、新たな価値の創出が見込まれます。

スマート農業

遠隔医療

スマートシティ

行政デジタル化

モバイルバンキング ...

アプローチ 2

デジタル化のベースとなる基盤整備

安心して利用できる、均質で安定的な情報通信インフラの整備を目指します。



情報環境の整備

民間事業者を支える
公的基盤整備を支援



サイバー
セキュリティの強化

公的部門・民間部門の情報
を守る人材・組織を育成



デジタル人材・
産業の育成

デジタル化の担い手を育て、
日本との交流にも期待

知っておきたい!

JICA DX とは

JICA DXは、「デジタル技術・データを活用して新しい課題解決アプローチ(変革)を導入・実行」していく取組です。JICA DXを通じ自由で安全なデジタル化に貢献していくとともに、日本の知見・技術を活かしながら多様なパートナーと連携、開発効果の最大化を目指します。

開発効果を最大化する JICA DX 6つの柱

1 エンタープライズDX

各国のインフラの根幹に関わる事業のDX戦略構想策定・実装支援

2 DPI/DPG

公共交通等の領域で産業の基盤となるデータスタックを整備し、オープンデータ化を実施

3 AI協力

主にグローバルサウス各国向け、AI戦略の構築等の支援を実施

4 民間共創

途上国における民間企業起点でのインパクト創出を支援

5 サイバーセキュリティ

途上国のサイバーセキュリティの戦略策定・対応体制構築等を支援

6 宇宙

衛星データ利活用、人材育成等、産官学連携による宇宙関連機関の能力向上、共創を促進

連載 財政・金融の基盤を強化、経済の安定と成長を目指す

独立行政法人

国際協力機構

Japan International Cooperation Agency (JICA)



Peace 平和

13

公共財政・金融システム

JICA グローバル アジェンダとは

2030年のSDGs達成への貢献や、「人間の安全保障」「質の高い成長」「地球規模課題への取組」といった、日本が開発協力で目指す理念の実現のために、JICAが掲げる20の課題別事業戦略です。課題の分析に基づいたグローバルな目標を掲げ、その達成に向けて開発協力事業の成果を上げるべく取り組めます。さらに、途上国はもちろん国内外のさまざまなパートナーとの対話と協働を促進し、開発協力の成果の拡大を目指します。

途上国の経済を安定させ成長を促すために、 財政・金融、税関行政の適切な運営を 支援する

公共財政・金融システムは、経済社会の健全な発展のための公共インフラであり、他国への過度の政治的・経済的な依存を避け国家の自立性を維持するためにも重要です。

JICAグローバルアジェンダ13「公共財政・金融システム」では、途上国の経済の安定ならびに持続的な成長に不可欠である制度の改正や、必要とされる人材育成を支援します。また、財政基盤の強化や、金融システムの改善、税関行政の改善を通じた貿易円滑化にも取り組んでいます。財政・金融、および税関行政の適切な運営が行われることによって途上国の自立的かつ、持続可能な成長を促すとともに、日本を含む国際社会にポジティブな影響をもたらす、双方向のインパクトの実現が期待されています。

信頼で世界をつなぐ

国際協力機構

Japan International Cooperation Agency (JICA)

GDP対比

平均11%台
の低い税収
(高所得国平均は15.3%)

SDGs達成のための資金は、

4.2兆ドル不足

途上国が抱える
公共財政・
金融システム
の課題

貿易の活性化や
適正な徴税を阻む
近代化されていない
税関手続

過度なインフレ懸念
経済危機の要因になる
脆弱な金融システム

銀行破綻
為替の急落

3つのアプローチで課題を解決

アプローチ 1

国家財政の基盤強化

「総合的な財政規律」「資源の戦略的配分」「効率的なサービスデリバリーの実現」に必要な能力強化及びこれらを担う人材育成を図ることにより、総体として、国家財政の基盤が強化されることを目指します。

アプローチ 2

税関の近代化支援を通じた連結性強化

税関の近代化を通じ、通関手続き(税関等)の効率化を実現し、適正な関税収入の確保、貿易円滑化、さらには、不法物品取り締まりを通じた国境管理強化の両立を図ります。

アプローチ 3

金融政策の適切な運営と金融システムの育成

マクロ経済の安定化(金融政策、マクロ経済分析等)及び金融市場の育成(決済インフラ、保険、証券等)の支援を行います。

公共財政とお金の流れ



財政・金融システムの健全な運営は、経済・社会の安定・成長に不可欠

JICAは、開発途上国における財政基盤の強化や金融システムの育成を支援し、それを持続させていくため、国際機関や地方自治体、民間企業、大学などさまざまなパートナーと協働しています。こうした経済・社会の安定・成長は、日本の外交政策の一つ、「自由で開かれたインド太平洋」の柱である「経済的パートナーシップの強化及びビジネス環境整備」の実現につながると考えています。

連載 DXで、一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会へ

複合的な課題を解決するDX 多様な分野の開発効果に大きなインパクトを発揮

取組事例 DX活用能力向上・強化プロジェクト

01 国全体の意識と対応力を高める サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト

ベトナム



サイバーセキュリティに関するさまざまな研修を通し、人材育成と対応能力向上を支援

ベトナムでは2014年からサイバー攻撃が急激に増加。政府機関や関連組織の情報システムには脆弱性があり、国家としてのセキュリティ対策強化を重要課題として取り組んでいます。JICAでは2019年より、同国の情報通信省情報セキュリティ局に対して専門性の高い研修と機材提供を実施。子どもへの啓発を進めるアニメ教材の制作などサイバーセキュリティに関する品質管理や対応能力の向上を図り、国全体の意識と対応力を高めるための支援を行っています。

02 政府のデジタル技術及び データ利活用能力強化プロジェクト

ブータン



青果市場での血圧測定の様子
国民自身が日常生活における健康意識を向上させるデジタルヘルス実証事業の一環

ブータンは国民の幸福感や伝統的な文化を維持しつつ、地理的・気候的条件を活用した水力発電事業や農業などを中心に発展してきました。一方で、農業離れが顕著な若年層の失業率の増加や頭脳流出、生活習慣の変化による糖尿病の増加などの社会課題があります。

こうした課題の解決の糸口として期待がかかるのは、DXの推進です。医療・健康データの蓄積及びそれを活用したサービスを検討・実証することにより、データ活用基盤の構想に基づいた保健医療サービスの質向上と拡充を図り、国民総幸福度の向上を目指します。

取組事例

公共インフラ構築×DX活用

03 効果的な公共投資管理のための 能力強化プロジェクト フェーズ2

スリランカ



JICAは、スリランカの開発政策策定や公共投資・開発事業において中心的な役割を果たす財務省国家計画局に対し、「効果的な公共投資管理のための能力強化プロジェクト」を通じ、公共投資管理(PIM)プロセス*の効率化、ISPP**の開発、人材育成を支援してきました。フェーズ2では、ISPPの全省庁展開、事業モニタリング・評価の改善、人材育成の深化を通じて公共投資の効果を更に高め、同国の持続可能な経済成長を目指しています。日本が政策として推進する「自由で開かれたインド太平洋」にも合致する取組です。

効果的な公共投資管理のための能力強化プロジェクトはフェーズ1を完了し、フェーズ2を展開中(生成AIを用いて作成)

* 公共投資管理(PIM)のプロセスとは、公共事業の審査にかかる申請書の提出、審査、優先順位の決定などの一連の手続きです。

**ISPPとは、公共投資事業申請情報システムです。

04 アフリカ地域支援 One Stop Border Post(OSBP)を導入

アフリカ地域



OSBPは、国境を越境する際に両国それぞれで行われていた通関、検疫、出入国審査等の手続きを、両国の国境施設を一つに統合、あるいは入国する国施設で通関と出入国手続きを一か所で行えるようにすることで、人やモノの効率的な移動を可能にする取り組みです。内陸国の多いアフリカでは国境での手続き・審査にかかる時間や輸送コストが課題となってきました。OSBPは、手続のワンストップ化に加え、ICTを活用した業務の効率化を通じて国境通過を円滑化し、域内貿易の促進に貢献しています。導入後もJICAは、アフリカ連合開発庁(AUDA-NEPAD)と連携し、OSBPの政策的位置付けや改善策の検討、ソースブックの改訂にも関わっています。

アフリカ国境手続き関係者の「バイブル」とされるOSBPソースブックは、第三版(2022年)が発行されている

SDGs/ESGニュース

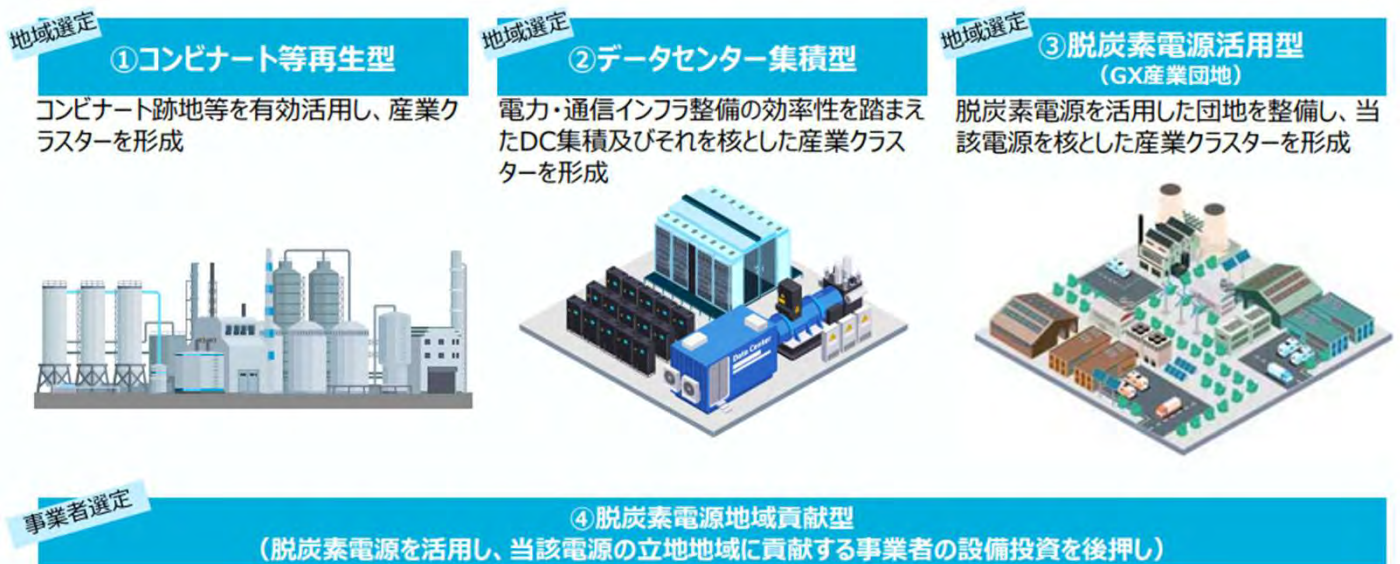
■ 経産省、GX戦略地域制度の1次審査通過地域を選定 新たな産業クラスター創出へ

4月24日、経済産業省は、「GX戦略地域制度」に基づき、GX戦略地域の選定に向けた1次審査の結果を公表した。

同制度は、2025年2月に閣議決定されたGX2040ビジョンにおいて、目指すべきGX産業構造と、その実現に向けたGX産業立地政策の方向性を示し、具体的な措置として同年8月に創設された。具体的には、産業資源であるコンビナート等や地域に遍在する脱炭素電源等を核とした「新たな産業クラスター」の創出などをテーマにしている。

今後、1次審査通過者については、事業計画の内容をさらに精査し、計画内容の熟度がより一層高まった地域については、夏ごろを目途にGX戦略地域として認定される予定。

(図表1)「GX戦略地域制度」の類型



出所:内閣官房「GX戦略地域制度を通じたGX産業クラスターの創出 -中間とりまとめ-」より抜粋

■ 米メタ、宇宙太陽光発電と長時間蓄電の分野でパートナーシップ発表

4月27日、米メタはAI需要の急拡大に伴う電力不足に対応するため、革新的エネルギー分野で2社(Overview Energy社及びNoon Energy社)との提携を発表した。

Overview Energy社との連携では、「宇宙太陽光発電(Orbit-to-Grid)」により、既存の太陽光発電所を夜間も稼働させることで設備利用率を高め、最大1GWの電力供給を目指す。「宇宙太陽光発電」とは、静止軌道上の衛星で常時太陽光を吸収し、近赤外線で地上に送電する技術だ。またNoon Energy社との提携を通じて、100時間以上の蓄電が可能な超長時間エネルギー貯蔵技術(最大1GW/100GWh)を導入し、再生可能エネルギーの不安定さを補完する。

両技術は2028年の実証を予定しており、AIインフラ向けに24時間安定したクリーン電力供給体制の確立を目指す。

<ご注意事項>

○本資料の記載では、商品等の勧誘を行うことがあります。これらの商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(株式(株式・ETF・J-REITなど)の売買取引の場合は約定代金(単価×数量)に対し、最大1.485%(税込み)(手数料金額が3,300円を 下回った場合は最大3,300円(税込み))の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大2.3496%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客さまの購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.485%(税込み)の売買手数料となります。

2026年末まで、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税され、2027年1月から2047年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して、1.1%の付加税が課税されます。加えて2027年1月からは防衛特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して1.0%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

○お客さまの個人情報、当社または関連会社、提携会社の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれらに関するサービスのご案内、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のための他、当社の利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、当社における個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は、当社ホームページ(<https://www.okasan.co.jp>)をご覧ください。ただし、このようなご案内が不要の場合は当社までお申し出ください。以降、当社からのご案内をお送りしないよう対処させていただきます。

(2026年5月改定)

商号等: 岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会